



長野県報

6月20日(月)
平成17年
(2005年)
第1669号

目 次

告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可（水環境課生活排水対策室）	1
昭和32年長野県告示第168号（水防法第10条の4第1項の規定により知事が水防警報を行う河川及び湖沼の指定）の全部改正（河川課）	1

公 告

クリーニング師試験（食品環境課）	3
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（2件）（産業政策課）	4
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	5
土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分（農村整備課）	6
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく第9次鳥獣保護事業計画の変更（森林保全課）	6
一般競争入札（水環境課生活排水対策室）	6



長野県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成17年6月20日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

軽井沢町

2 都市計画事業の種類及び名称

軽井沢国際親善文化観光都市建設計画下水道事業 軽井沢公共下水道

3 事業施行期間

平成8年8月8日から
平成24年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成8年長野県告示第608号、平成14年長野県告示第529号の事業地のうち、長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉字大日向地内において事業地を変更する。

水環境課生活排水対策室

長野県告示第300号

昭和32年長野県告示第168号（水防法第10条の4第1項の規定により知事が水防警報を行う河川及び湖沼の指定）の全部を次のように改正します。

平成17年6月20日

長野県知事 田中康夫

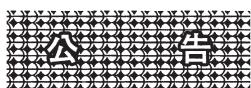
水防法第10条の6第1項の規定により、知事が水防警報を行う河川及び湖沼を次のとおり指定した。

水系名	河川名	区	域
信濃川	千曲川	南佐久郡川上村梓山（黒巖橋）から 左岸 小県郡丸子町大字依田 右岸 上田市大字大屋	（大屋橋）まで

"	夜間瀬川	下高井郡山ノ内町大字横湯（横湯砂防えん堤）から 中野市大字柳沢（千曲川合流点）まで
"	松川	上高井郡高山村大字山田入（柞沢川合流点）から 上高井郡小布施町大字大島（千曲川合流点）まで
"	裾花川	左岸 長野市大字南長野鐘ヶ淵（善光寺用水裾花取水口）から 右岸 長野市大字安茂里平柴 長野市大字青木島甲（犀川合流点）まで 長野市大字安茂里孤島
"	高瀬川	左岸 大町市大字大町（高瀬橋）から 右岸 大町市大字常盤 東筑摩郡明科町大字七貴（犀川合流点）まで 南安曇郡穗高町大字北穂高
"	穂高川	南安曇郡穗高町大字有明（乳川合流点）から 左岸 南安曇郡穗高町大字北穂高（安曇野大橋）まで 右岸 南安曇郡穗高町大字穂高
"	奈良井川	左岸 松本市大字島立（鎖川合流点）から 右岸 松本市大字笛部 松本市大字島内（島橋）まで 松本市城西1丁目
"	田川	塩尻市大字広丘（水神橋）から 左岸 松本市大字渚（奈良井川合流点）まで 右岸 松本市大字白板
"	薄川	左岸 松本市大字筑摩（中林橋）から 右岸 松本市大字埋橋 松本市大字中条（田川合流点）まで
"	蛭川	長野市松代町大字豊栄（鍋山川合流点）から 長野市松代町大字東寺尾（千曲川合流点）まで
"	沢山川	左岸 千曲市大字森（三滝川合流点）から 右岸 千曲市大字倉科 千曲市大字土口（千曲川合流点）まで
"	依田川	小県郡和田村大字上和田（観音橋）から 小県郡丸子町大字長瀬（千曲川合流点）まで
天竜川	天竜川	左岸 岡谷市湊（釜口水門）から 右岸 岡谷市下浜 上伊那郡辰野町大字平出（町道橋）まで
"	遠山川	下伊那郡南信濃村大字押出（押出橋）から 下伊那郡南信濃村大字尾之島（八重河内川合流点）まで
"	"	下伊那郡南信濃村大字柳瀬（月の島橋）から 下伊那郡南信濃村大字大町（宮の前橋）まで
"	阿智川	下伊那郡阿智村智里（湯ノ瀬橋）から 下伊那郡阿智村伍和（わい・Wai橋）まで
"	諏訪湖	湖岸一円
"	宮川	茅野市大字宮川（西茅野大橋）から 諏訪市大字豊田（諏訪湖）まで
"	上川	左岸 茅野市大字玉川（柳川合流点）から 右岸 茅野市大字ちの（柳川合流点）から 諏訪市大字上諏訪（諏訪湖）まで

木曾川	木曾川	左岸 木曾郡木曾福島町出尻 (城山発電所) から 右岸 木曾郡木曾福島町上野 木曾郡南木曾町大字吾妻 (岐阜県境) まで 木曾郡南木曾町大字田立	
姫川	姫川	北安曇郡白馬村大字神城 (鳴沢川合流点) から 左岸 北安曇郡小谷村大字中小谷丙 (姫川橋) まで 右岸 北安曇郡小谷村大字中土	
"	松川	北安曇郡白馬村大字北城 (二股橋) から 北安曇郡白馬村大字北城 (姫川合流点) まで	

河川課

**公告**

クリーニング師試験を次のとおり行います。

平成17年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験の期日及び場所

(1) 期日

平成17年10月13日 (木)

(2) 場所

松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎

2 試験科目

(1) 衛生法規に関する知識

(2) 公衆衛生に関する知識

(3) 洗たく物の処理に関する知識及び技能

3 受験資格

(1) 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第47条に規定する者 (中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者)

(2) 旧国民学校令 (昭和16年勅令第148号) による国民学校の高等科を修了した者

(3) 旧中等学校令 (昭和18年勅令第36号) による中等学校の2年の課程を終わった者

(4) (2)及び(3)に掲げる者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

(1) 提出書類

ア クリーニング師試験受験願書 (保健所及び長野県衛生部食品環境課に備え置く所定の用紙を用いてください。)

イ 履歴書 (市販のもの可。写真は不要。)

ウ 写真 (出願前6月以内に半身脱帽正面を撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルのものを「受験願書」の所定の欄にはってください。)

エ 受験資格を有する者であることを証明する書類 (専門学校、各種学校は除きます。卒業証書の場合は原本と写しの両方を

持参することとし、持参による提出のみ認めます。また、卒業証書又は卒業証明書の氏名が、現在の氏名と異なる者は、戸籍抄本を提出してください。)

(2) 受験手数料

受験手数料 (7,000円) は、長野県収入証紙により (受験願書にはり、消印しないでください。) 納付してください。

(3) 受付期間

平成17年8月26日 (金) から平成17年9月2日 (金) まで (ただし、27・28日 (土日) は除きます。郵送の場合は、平成17年9月2日までの消印があるものに限り受け付けます。)

(4) 受付場所

ア 県内居住者にあっては、居住地を管轄する保健所
イ 県外居住者にあっては、長野県衛生部食品環境課 (県庁専用郵便番号 380-8570)

5 受験票の交付

受験願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

6 その他

(1) 合格者は、平成17年11月2日 (金) 午前9時に県庁及び受験願書を受け付けた保健所の掲示板に掲示するほか、本人に通知します。

(2) クリーニング師試験受験願書の用紙の請求及び試験についての問合せは、最寄りの保健所又は長野県衛生部食品環境課にしてください (郵送による場合は、80円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封してください。)。

食品環境課

公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年6月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成17年6月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称